

平成 28 年定例会

環境生活農林水産常任委員会説明資料

◎ 議案補充説明

- 1 議案第 41 号  
三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案について . . . . . 1
- 2 議案第 42 号  
三重県消費生活センター条例の一部を改正する条例案について . . . . . 2 3
- 3 議案第 65 号  
損害賠償の額の決定及び和解について . . . . . 2 5

◎ 所管事項説明

- 1 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（案）について . . . . . 2 7
- 2 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）について . . . . . 3 5
- 3 第 2 次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画（最終案）について . . . . . 4 1
- 4 三重県多文化共生社会づくり指針（最終案）について . . . . . 4 5
- 5 交通安全対策の推進について . . . . . 5 1
- 6 次期生活排水処理アクションプログラム（中間案）について . . . . . 5 7
- 7 三重県廃棄物処理計画（最終案）について . . . . . 5 9
- 8 産業廃棄物の不適正処理事案について . . . . . 6 5
- 9 包括外部監査結果に対する対応について（環境生活部関係） . . . . . 7 1
- 1 0 各種審議会等の審議状況について（環境生活部関係） . . . . . 8 7

- 別冊 1 みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（案）（環境生活部関係抜粋分）
- 別冊 2 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）
- 別冊 3 第 2 次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画（最終案）
- 別冊 4 三重県多文化共生社会づくり指針（最終案）
- 別冊 5-1 第 1 0 次三重県交通安全計画（中間案）
- 別冊 5-2 第 2 次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（中間案）
- 別冊 6 次期生活排水処理アクションプログラム（中間案）
- 別冊 7 三重県廃棄物処理計画（最終案）

平成 28 年 3 月 8 日

環境生活部

(議案補充説明)

# 1 議案第 41 号 三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案 について

## 1 改正の趣旨

環境影響評価法の一部改正および近年の開発事業の内容に鑑み、規定を整備するものです。

## 2 審議等の経緯

### (1) 三重県環境審議会での審議

平成 27 年 7 月 23 日に三重県環境審議会に諮問を行い、環境影響評価部会における詳細な審議をふまえて、平成 28 年 1 月 28 日に同審議会から答申を受けました。

### (2) パブリックコメントの実施

- ① 実施期間 平成 27 年 10 月 23 日 (金) ～11 月 24 日 (火) (33 日間)
- ② 寄せられた意見数 12 件 (5 名)
- ③ 主な意見、反映状況等 (別紙 1 参照)

## 3 概要

審議等をふまえた主な改正概要は別紙 2、改正のあり方等については別添資料 1、条例案の新旧対照表については別添資料 2 に整理しています。

## 4 施行日

平成 28 年 4 月 1 日 (一部平成 28 年 9 月 1 日) から施行。

## 5 その他

今回の条例改正の趣旨や改正事項等の周知を図るため、事業者や市町等を対象とする説明会を開催するほか、ホームページへの掲載やパンフレットの作成などを行ってまいります。

## 「三重県環境影響評価条例の一部改正のあり方（中間案）」に係る意見募集の結果概要

## 1 意見募集期間

平成27年10月23日（金）から平成27年11月24日（火）までの33日間

## 2 意見の内容

## (1) 意見総数

5名の方から12件のご意見をいただきました。

その内容について、次のとおり整理・分類しました。

## (2) 意見の提出方法と受付数

郵送	ファクシミリ	電子メール	合計
0名	0名	5名	5名

## (3) 項目別意見数

項 目	意見数
平成23年法改正に対応するための改正	2
平成25年法改正に対応するための改正	1
準対象事業における簡易アセスメントの導入	3
三重県公害事前審査制度の簡易アセスメントへの統合	4
その他	2
合 計	12

## (4) 主な意見と対応方針

メガソーラー事業に伴う山林開発等による自然環境、住環境への影響を抑制するため、従来の環境アセスメントの規模要件未滿の面的開発事業において、簡易アセスメント手続を導入することについては全て賛成意見でしたが、工場又は事業場の新設又は増設に係る公害事前審査制度を廃止し、簡易アセスメント手続に統合する案については、慎重な対応を求める意見が多く寄せられました。

こうした意見を踏まえ、簡易アセスメント手続の導入は面的開発事業に限り、公害事前審査制度を簡易アセスメント手続に統合する案については、制度の統廃合による影響を慎重に見極めるため、今後の検討課題とします。

## 三重県環境影響評価条例の一部改正の概要

## 1 三重県環境影響評価条例改正の経緯

平成23年と平成25年に環境影響評価法（以下「法」という。）が改正されたこと、三重県環境影響評価条例（以下「本県条例」という。）の制定から16年以上が経過していることを踏まえ、本県条例の一部改正を行います。

平成27年7月23日、以下の改正事項について三重県環境審議会（会長：駒田美宏・三重大学学長）に諮問し、平成28年1月28日付三重県環境審議会の答申を得ました。

## 2 平成23年法改正を踏まえた改正（平成28年4月1日施行予定）

法改正により導入された①方法書要約書の作成、②方法書説明会の開催、③環境影響評価図書等のインターネットの利用による公表の各手続を本県条例に基づく環境影響評価手続にも導入します。（「三重県環境影響評価条例の手続に関する指導要綱」（平成25年）により事実上導入済みです。）

## 3 平成25年法改正を踏まえた改正（平成28年4月1日施行予定）

福島第一原子力発電所の事故を受け、放射性物質に関する適用除外規定を削除する法改正が行われたことを踏まえ、本県条例においても同様の適用除外規定を削除し、放射性物質による環境影響も環境影響評価手続における評価項目とします。

（原発事故由来の放射性物質に限らず、その他の事業由来、自然由来の物質も対象となります。）

## 4 準対象事業における簡易アセスメント手続の導入（平成28年9月1日施行予定）

近年メガソーラー事業のため県内各地の森林等において大規模な開発計画が進められていることを踏まえ、現在の本県条例に基づく環境影響評価手続の規模要件未達の造成事業についても一定の環境配慮がなされるように、従来の規模要件の1/2以上の規模の事業を「準対象事業」とし、文献調査などの簡易な調査方法による環境影響評価（簡易アセスメント）手続を導入します。

（本県条例ではメガソーラー事業自体は環境影響評価手続の対象事業ではありませんが、20ha以上の造成事業を行う場合には環境影響評価手続が必要になります。）

## 5 その他の改正事項（平成28年4月1日施行予定）

その他、①本県条例制定当時の対象事業に係る経過措置の廃止、②平成23年法改正により法に基づく環境影響評価手続に導入された計画段階環境配慮書について知事が意見を述べる場合に、知事が三重県環境影響評価委員会の意見を聴くものとする根拠規定の明確化、③平成23年3月の港湾法改正により港湾の種類について新たに国際戦略港湾及び国際拠点港湾が創設されたことに伴う文言修正を行います。

## 「三重県環境影響評価条例の一部改正のあり方」について

## 1 三重県環境影響評価条例改正の背景

環境影響評価制度（以下「環境アセスメント」という。）とは、道路やダム建設、工場の新設・増設、また大規模な土地造成などの開発事業の実施が、環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらをふまえて環境の保全について十分な配慮を行い、事業に反映させるための制度です。

環境アセスメントについては、「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」（以下「法」という。）がその手続を規定していますが、「三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）」（以下「条例」という。）では、法の対象事業以外の事業種及び事業規模の事業を対象として、法に準じた手続を規定しています。

法においては、平成23年に、方法書（※1）要約書の作成義務や方法書説明会の開催義務など、事業者に新たな手続を課す改正が行われました。

また、環境基本法（平成5年法律第91号）において放射性物質による環境汚染防止のための措置を適用除外としていた規定が、福島第一原子力発電所の事故を受け削除され、平成25年に法においても放射性物質適用除外規定を削除する改正が行われたことにより、放射性物質が法による環境アセスメントの評価項目とされました。

※1 方法書とは、環境アセスメントを行う評価項目や方法について、国や地方公共団体、住民から環境保全の見地から意見を求めるため事業者が作成する書類です。

本県においても上記の法改正をふまえた条例改正を行うことが必要であり、また、条例制定から16年以上が経過していることから、実情に合わなくなっている規定の見直しも必要になっています。

そこで、環境影響評価部会において議論を重ね、「三重県環境影響評価条例の一部改正のあり方」を以下のとおりとりまとめました。

## 2 改正事項および改正趣旨

## (1) 平成23年法改正に対応するための改正

以下、①～③については、本県でも平成25年に「三重県環境影響評価条例の手続に関する指導要綱」を策定し、事業者に手続の実施を求めているところですが、これらを条例上の手続とします。

## ① 方法書要約書の作成

図書紙数の分量が多く、内容も専門的な方法書の理解を促進するため、要約書の作成を義務化します。

## ② 方法書説明会の新設

方法書の内容について住民の理解を促進するため、方法書段階での説明会の開催を義務化します。

### ③ インターネットによる公表

電子化の進展をふまえ、インターネットの利用による環境影響評価図書等（方法書、準備書（※2）、評価書（※3）、事後調査報告書（※4）、簡易評価書（※5）、措置報告書（※6））の公表を義務化します。

※2 「準備書」とは、環境アセスメントの結果について、国や地方公共団体、住民から、環境保全の見地からの意見を求めるため事業者が作成する書類です。

※3 「評価書」とは、準備書に対する意見をふまえて、事業者が必要に応じてその内容を修正した書類です。

※4 「事後調査報告書」とは、事業実施後、事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するため事業者が作成する書類です。

※5、6 「簡易評価書」及び「措置報告書」については（3）を参照。

### （2）平成 25 年法改正に対応するための改正

環境基本法の改正を受け、放射性物質が法による環境アセスメントの評価項目とされたことをふまえ、本県条例においても放射性物質に係る適用除外規定を削除します。

### （3）準対象事業における簡易アセスメント手続の導入

条例による環境アセスメントの規模要件未達の事業についても一定の環境配慮がなされるように、従来の「準用事業」（※7）を「準対象事業」として再構成し、準対象事業について、文献調査などの簡易な調査方法による環境アセスメント（簡易アセスメント）手続を導入します。

本手続においては、事業者に、簡易アセスメントの結果を記載した「簡易評価書」の作成及び公告・縦覧、簡易評価書についての説明会の開催、住民、市町長及び知事からの意見聴取並びにこれら意見を踏まえて環境負荷低減のために講ずることとした措置を記載した「措置報告書」の作成及び公表の義務を課します。

※7 現行条例及び規則上、開発事業のうち、特に環境への影響が著しくなるおそれのある各種造成事業については、環境アセスメントの対象事業の1/2分以上の規模の事業を、対象事業に準じる事業「準用事業」として、事業者が自ら申し出た場合、又は知事が環境保全の見地から必要と認めた場合に、条例による環境アセスメントの実施を可能とする規定があります。しかしながら、事業者には準用事業について届出義務等がないため、これまでこの規定により環境アセスメントが実施されたことはありませんでした。

現在、県内各地で大規模太陽光発電事業などの目的で山林等の開発が進められており、こうした開発行為による自然環境への影響を最小限に抑える必要があることから、従来の「準用事業」を「準対象事業」として再構成し、準対象事業を実施しようとする事業者には文献調査などの簡易な調査方法による環境アセスメント（簡易アセスメント）を行っていただきます。

簡易アセスメントにおいては、事業計画に対し、住民や市町長、県知事が環境の保全

の見地から意見を述べることができる手続を導入します。開発行為に先立ち住民に十分な情報提供を行い、相互の合意形成を図ることで、その後の開発がスムーズに進むという効果も期待できます。

また、通常環境アセスメントでは、四季を通じた現地調査や複数回の意見聴取手続が必要となるため、手続に概ね2～3年程度を要することになりますが、新たに導入する簡易アセスメントにおいては、文献調査などの簡易な調査方法と1回の意見聴取手続で足りるため、数ヶ月程度で手続が終了することになる予定です。

#### (4) その他

- ・ 条例制定当時の対象事業に係る経過措置の廃止
- ・ 環境影響評価法の規定による計画段階環境配慮書について知事が意見を述べる場合に、知事が三重県環境影響評価委員会の意見を聴くものとする根拠規定の明確化
- ・ 平成23年3月の港湾法の改正により、港湾の種類について新たに国際戦略港湾及び国際拠点港湾が創設されたことに伴う文言修正

### 3 改正規定を施行する日

平成28年4月1日からの施行とします。ただし、簡易アセスメント手続に関する規定については、平成28年9月1日からの施行とします。

○三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章く第七章 (略)	第一章く第七章 (略)
第八章 環境影響評価、事後調査その他の手続の併合等(第三十六条・第三十七条)	第八章 環境影響評価、事後調査その他の手続の併合等(第三十六条―第三十八条)
第八章の二 簡易的環境影響評価その他の手続	
第一節 簡易評価書等(第三十八条―第三十八条の八)	
第二節 準対象事業の内容の変更等(第三十八条の九―第三十八条の十一)	
第三節 準対象事業の実施の制限(第三十八条の十二)	
第四節 措置報告書の送付後における簡易的環境影響評価その他の手続の再実施等(第三十八条の十三・第三十八条の十四)	
第五節 環境の保全の配慮等(第三十八条の十五)	
第六節 環境影響評価、事後調査その他の手続の実施(第三十八条の十六)	
第九章く第十二章 (略)	第九章く第十二章 (略)
附則	附則
(目的)	(目的)
<p>第一条 この条例は、三重県環境基本条例(平成七 年三重県条例第三号)の理念にのっとり、土地の 形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者 がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評 価を行い、及び事業の実施以後に事後調査を行う ことが環境の保全上極めて重要であることに鑑 み、環境影響評価及び事後調査について県等の責 務等を明らかにするとともに、規模、実施される 地域等によつて環境影響の程度が著しいものとな るおそれがある事業について環境影響評価及び事 後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その 他必要な事項を定めることにより、その事業に係 る環境の保全について適正な配慮がなされること を確保し、もつて現在及び将来の県民の健康で文 化的な生活の確保に資することを目的とする。</p>	<p>第一条 この条例は、三重県環境基本条例(平成七 年三重県条例第三号)の理念にのっとり、土地の 形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者 がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評 価を行い、及び事業の実施以後に事後調査を行う ことが環境の保全上極めて重要であることにかん がみ、環境影響評価及び事後調査について県等の 責務等を明らかにするとともに、規模、実施され る地域等によつて環境影響の程度が著しいものとな るおそれがある事業について環境影響評価及び事 後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その 他必要な事項を定めることにより、その事業に係 る環境の保全について適正な配慮がなされること を確保し、もつて現在及び将来の県民の健康で 文化的な生活の確保に資することを目的とする。</p>
(方法書の作成等)	(方法書の作成等)
第五条 (略)	第五条 (略)

2 事業者は、方法書を作成したときは、技術指針2で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「方法書関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「方法書関係市町長」という。）に対し、方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（方法書についての公告及び縦覧等）

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、方法書関係地域内において、方法書及び要約書を公告の日から起算して四十五日間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、その縦覧期間中、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 知事は、前条第二項の規定により送付を受けた方法書及び要約書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。

（説明会の開催等）

第六条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、方法書関係地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、方法書関係地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、方法書関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした方法書説明会を開催すること

2 事業者は、方法書を作成したときは、技術指針2で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「方法書関係地域」という。）を管轄する市町長（以下「方法書関係市町長」という。）に対し、方法書を送付しなければならない。

（方法書についての公告及び縦覧等）

第六条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、方法書関係地域内において、方法書を公告の日から起算して四十五日間縦覧に供しなければならない。

2 知事は、前条第二項の規定により送付を受けた方法書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の閲覧に供するものとする。

ができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5) 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に關し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第七条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第六条第一項の縦覧期間内に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べるができる。

2 (略)

(方法書についての意見書の写し等の送付)

第八条 事業者は、第六条第一項の期間を経過した後、知事及び方法書関係市町長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見書の写し、当該意見の概要及びその意見についての事業者の見解を記載した書類(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条及び第十条において同じ。)並びに第六条の二第一項の規定により開催した方法書説明会の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書の送付等)

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、技術指針で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み方法書関係地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十六条において「要約書」という。)を送付しなければならない。この場合において、準備書を補足する書類(次条において「参考資料」という。)があるときは、当該書類を併せて送付するものとする。

2 (略)

(準備書についての公告及び縦覧等)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内に

(方法書についての意見書の提出)

第七条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第一項の縦覧期間内に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 (略)

(方法書についての意見書の写し等の送付)

第八条 事業者は、第六条第一項の期間を経過した後、知事及び方法書関係市町長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見書の写し並びに当該意見の概要及びその意見についての事業者の見解を記載した書類(同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条及び第十条において同じ。)を送付しなければならない。

(準備書の送付等)

第十四条 事業者は、準備書を作成したときは、技術指針で定めるところにより、知事及び対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第七条第一項、第九条第一項及び第十条第一項の意見並びに第十二条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み方法書関係地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条及び第十六条において「要約書」という。)を送付しなければならない。この場合において、準備書を補足する書類(次条において「参考資料」という。)があるときは、当該書類を併せて送付するものとする。

2 (略)

(準備書についての公告及び縦覧等)

第十五条 事業者は、前条第一項の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内に

において、準備書及び要約書（前条第一項後段の場合にあっては、参考資料を含む。次項において同じ。）を公告の日から起算して四十五日間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、その縦覧期間中、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 (略)

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第六条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。

において、準備書及び要約書（前条第一項後段の場合にあっては、参考資料を含む。次項において同じ。）を公告の日から起算して四十五日間縦覧に供しなければならない。

2 (略)

(説明会の開催等)

第十六条 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に關し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見書の写しの送付等)

第十八条 事業者は、第十五条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見書の写し並びに当該意見の概要及びその意見についての事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条及び第二十条において同じ。）並びに第十六条第一項の規定により開催した準備書説明会の概要を記載した書

第十八条 事業者は、第十五条第一項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見書の写し並びに当該意見の概要及びその意見についての事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条及び第二十条において同じ。）並びに第十六条第一項の規定により開催した説明会の概要を記載した書類を送

類を送付しなければならない。

2 (略)

(評価書の公告及び縦覧等)

第二十二條 事業者は、前条第三項の規定による送付を行ったときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書(前条第三項後段の場合にあつては、参考資料を含む。次項において同じ。)を公告の日から起算して四十五日間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、その縦覧期間中、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2 (略)

(事業内容の修正の場合の簡易的環境影響評価その他の手続)

第二十三條の二 事業者は、第六条第一項の規定による公告を行つてから第二十二條第一項の規定による公告を行ふまでの間に第五條第一項第二号に掲げる事項を修正しようとする場合において、当該修正後の事業が、別表に掲げる事業のうち、対象事業に準じる事業として規則で定めるもの(以下「準対象事業」という。)に該当するときは、当該修正後の事業について、第三十八條から第三十八條の八までの規定の例による簡易的環境影響評価その他の手続を行うことができる。

(評価書の公告前における対象事業の廃止等)

第二十五條 事業者は、第六条第一項の規定による公告を行つてから第二十二條第一項の規定による公告を行ふまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、知事及び関係市町長にその旨を届け出るとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 (略)

二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業及び準対象事業のいずれにも該当しないこととなつたとき。

三 (略)

2 (略)

(事後調査の実施等)

第三十四條 (略)

付しなければならない。

2 (略)

(評価書の公告及び縦覧等)

第二十二條 事業者は、前条第三項の規定による送付を行ったときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書(前条第三項後段の場合にあつては、参考資料を含む。次項において同じ。)を公告の日から起算して四十五日間縦覧に供しなければならない。

2 (略)

(評価書の公告前における対象事業の廃止等)

第二十五條 事業者は、第六条第一項の規定による公告を行つてから第二十二條第一項の規定による公告を行ふまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、知事及び関係市町長にその旨を届け出るとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 (略)

二 第五条第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなつたとき。

三 (略)

2 (略)

(事後調査の実施等)

第三十四條 (略)

2 事業者は、前項の規定による事後調査を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町長に送付するとともに、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

3 (略)

第八章 環境影響評価、事後調査その他の手続の併合等

(手続の併合等)

第三十六条 (略)

(手続の併合等の要請)

第三十七条 (略)

第八章の二 簡易的環境影響評価その他の手続

続

第一節 簡易評価書等

(準対象事業における簡易評価書の作成等)

第三十八条 準対象事業を実施する者(委託に係る準対象事業にあつてはその委託をする者)(以下「準対象事業者」という。)は、事業の実施に先立ち、技術指針で定めるところにより、文献その他の資料による調査その他の簡易な調査方法による環境影響評価(以下「簡易的環境影響評価」という。)を行い、次に掲げる事項を記載した簡易的環境影響評価書(以下「簡易評価書」という。)を作成しなければならない。

一 準対象事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 準対象事業の目的及び内容(準対象事業の計画を策定するに至った経緯等を含む。)

三 準対象事業が実施されるべき区域(以下「準対象事業実施区域」という。)及びその周囲の概況

四 準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

五 簡易的環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

イ 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を簡易的環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(簡易的環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らか

2 事業者は、前項の規定による事後調査を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町長に送付しなければならない。

3 (略)

第八章 環境影響評価、事後調査その他の手続の併合等

(手続の併合等)

第三十六条 (略)

(手続の併合等の要請)

第三十七条 (略)

(準用事業)

第三十八条 別表に掲げる事業のうち、対象事業に準じる事業(以下「準用事業」という。)であつて、当該事業を実施する者が、規則で定めるところにより、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことを知事に申し出て、その承認を受けたものについては、この条例の規定による手続を行うことができる。

かとならなかつた項目に係るものを含む。)ロ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至つた検討の状況を含む。)

ハ 準対象事業に係る環境影響の総合的な評価  
六 簡易的環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行つた場合には、その者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2| 準対象事業者は、簡易評価書を作成したときは、技術指針で定めるところにより、知事及び準対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(次条第一項及び第三十八条の三第一項において「簡易評価書関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「簡易評価書関係市町長」という。)に対し、簡易評価書を送付しなければならぬ。この場合において、簡易評価書を補足する書類(次条第一項において「参考資料」という。)があるときは、当該書類を併せて送付するものとする。

2| 準用事業を実施する者が、環境影響評価、事後調査その他の手続を中止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に申し出て、その承認を受けるとともに、その旨を公告しなければならない。

3| 知事は、準用事業が実施される場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該事業を実施する者に対し、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うよう求めることができる。

4| 第一項及び前項の規定による手続を行う場合には、この条例の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「対象事業」とあるのは「準用事業」と、「事業者」とあるのは「準用事業を実施する者(委託に係る事業にあつては、その委託をする者)」と読み替えるものとする。

(簡易評価書についての公告及び縦覧等)

第三十八条の二 準対象事業者は、簡易評価書を作成したときは、簡易的環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、簡易評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、簡易評価書関係地域内において、簡易評価書(前条第二項後段の場合にあつては、参考資料を含む。次項において同じ。)を公告の日から起算して四十五日間縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、その縦覧期間中、インターネットの利用その他の

方法により公表しなければならない。

- 2 知事は、前条第二項の規定により送付を受けた簡易評価書について、規則で定めるところにより、前項の縦覧期間において一般の縦覧に供するものとする。

（説明会の開催等）

第三十八条の三 準対象事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項の縦覧期間内に、簡易評価書関係地域内において、簡易評価書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条及び第三十八条の五において「簡易評価書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、簡易評価書関係地域内に簡易評価書説明会を開催する適当な場所がないときは、簡易評価書関係地域以外の地域において開催することができる。

- 2 第六条の二第二項から第五項までの規定は、前項の規定により準対象事業者が簡易評価書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「準対象事業者」と、「方法書説明会」とあるのは「簡易評価書説明会」と読み替えるものとする。

（簡易評価書についての意見書の提出）

第三十八条の四 簡易評価書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第三十八条の二第一項の縦覧期間内に、準対象事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

- 2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

（簡易評価書についての意見書の写し等の送付）

第三十八条の五 準対象事業者は、第三十八条の二第一項の期間を経過した後、知事及び簡易評価書関係市町長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見書の写し、当該意見の概要及びその意見についての準対象事業者の見解を記載した書類（同項の意見書の提出がなかったときは、その旨を記載した書類。次条第一項及び第三十八条の七において同じ。）並びに第三十八条の三第一項の規定により開催した簡易評価書説明会の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（簡易評価書についての市町長の意見）

第三十八条の六 簡易評価書関係市町長は、前条の書類等の送付を受けたときは、送付を受けた日の

翌日から起算して二月を経過するまでの間に、準対象事業者に対し、簡易評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 簡易評価書関係市町長は、前項の規定により意見を述べたときは、速やかに、知事に対し、当該意見を記載した書面の写しを送付するものとする。

(簡易評価書についての知事の意見等)

第三十八条の七 知事は、第三十八条の五の書類等の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、前条第二項の規定により送付された簡易評価書関係市町長の意見を勘案するとともに、第三十八条の五の書類等の意見及び準対象事業者の見解に留意して、準対象事業者に対し、簡易評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 第十条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により知事が簡易評価書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第三項中「方法書関係市町長」とあるのは「簡易評価書関係市町長」と、同条第四項中「方法書関係市町長の意見を記載した書面の写し並びに第八条の規定により送付された意見の概要及び事業者の見解を記載した書類」とあるのは「簡易評価書関係市町長の意見を記載した書面の写し並びに第三十八条の五の規定により送付された意見の概要及び準対象事業者の見解を記載した書類」と読み替えるものとする。

(措置報告書の作成等)

第三十八条の八 準対象事業者は、規則で定めるところにより、第三十八条の六第一項及び前条第一項の意見についての準対象事業者の見解及びこれらの意見を勘案するとともに、第三十八条の四第一項の意見に留意して環境への負荷の低減を目的に講ずることとした措置を記載した報告書(第三十八条の四第一項、第三十八条の六第一項及び前条第一項の意見が述べられなかったときは、その旨を記載した報告書)(以下「措置報告書」という。)を作成しなければならない。この場合において、準対象事業者は、措置報告書を知事及び簡易評価書関係市町長に送付するとともに、規則で定めるところにより、公表しなければならない。

2) 知事は、前項の規定により措置報告書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、当該報告書を一般の閲覧に供するものとする。

#### 第二節 準対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の場合の環境影響評価その他の(手続等) )

第三十八条の九 準対象事業者は、第三十八条の二第一項の規定による公告を行った後、第三十八条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、当該変更後の事業について、第五条から第二十二条第一項までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の変更が環境への負荷の低減を目的とする変更として規則で定める変更に該当する場合は、この限りでない。

2) 準対象事業者は、第三十八条の二第一項の規定による公告を行った後、第三十八条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が準対象事業に該当し、かつ、規則で定める変更に該当するときは、当該変更後の事業について、第三十八条から前条までの規定による簡易的環境影響評価その他の手続を経なければならない。

#### (事業変更の届出)

第三十八条の十 準対象事業者は、第三十八条の二第一項の規定による公告を行った後、第三十八条第一項第一号に掲げる事項を変更し、又は同項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事及び簡易評価書関係市町長に届け出なければならない。

#### (準対象事業の廃止等)

第三十八条の十一 準対象事業者は、第三十八条の二第一項の規定による公告を行った後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、知事及び簡易評価書関係市町長にその旨を届け出るとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

一 準対象事業を実施しないこととしたとき。

二 第三十八条第一項第二号に掲げる事項を変更した場合において当該変更後の事業が対象事業及び準対象事業のいずれにも該当しないことと

なつたとき。

三 準対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が準対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の準対象事業者が行った簡易的環境影響評価その他の手続は新たに準対象事業者となつた者が行つたものとみなし、当該引継ぎ前の準対象事業者について行われた簡易的環境影響評価その他の手続は新たに準対象事業者となつた者について行われたものとみなす。

#### 第三節 準対象事業の実施の制限

第三十八条の十二 準対象事業者は、第三十八条の八第一項の規定による措置報告書の送付を行うまでは、準対象事業を実施してはならない。

2 前項の規定は、第三十八条の八第一項の規定による措置報告書の送付を行った後に第三十八条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更後の事業が準対象事業に該当し、かつ、規則で定める条件に該当するときには、当該変更後の事業を実施しようとする者について準用する。この場合において、前項中「措置報告書の送付」とあるのは、「措置報告書の送付（同項の規定による措置報告書の送付を行い、かつ、第三十八条から第三十八条の八までの規定による簡易的環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

第四節 措置報告書の送付後における簡易的環境影響評価その他の手続の再実施等

（措置報告書の送付後における簡易的環境影響評価その他の手続の再実施）

第三十八条の十三 準対象事業者は、第三十八条の八第一項の規定による措置報告書の送付を行った後に、準対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、準対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をす

るために第三十八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の準対象事業について、更に第三十八条から第三十八条の八までの規定の例による簡易的環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2) 準対象事業者は、前項の規定により簡易的環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公告するものとする。

3) 第三十八条の九から前条までの規定は、第一項の規定に基づき簡易的環境影響評価その他の手続が行われる準対象事業について準用する。この場合において、第三十八条の十二第一項中「措置報告書の送付」とあるのは、「措置報告書の送付(第三十八条の十三第一項に規定する簡易的環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

(措置報告書の送付後における簡易的環境影響評価その他の手続の再実施の要請)

第三十八条の十四 知事は、第三十八条の八第一項の規定による措置報告書の送付(同項の規定による措置報告書の送付を行った後に、この条例の規定による簡易的環境影響評価その他の手続を再び経たときは、当該手続後に行う措置報告書の送付)が行われてから五年以上を経過した後に準対象事業者が当該準対象事業に着手しようとする場合において、準対象事業実施区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、準対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第三十八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該準対象事業者に対し、更に同条から第三十八条の八までの規定の例による簡易的環境影響評価その他の手続を行うよう求めることができる。

#### 第五節 環境の保全の配慮等

第三十八条の十五 第三十一条から第三十三条までの規定は、この章(この節を除く。)で定める簡易的環境影響評価その他の手続において準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「準対象事業者」と、「対象事業」とあるのは「準対象事業」と、「評価書」とあるのは「簡易評価書及び措置報告書」と、「関係市町長」とあるのは「簡易評価書関係市町長」と読み替えるものとする。

#### 第六節 環境影響評価、事後調査その他の手続の実施

第三十八条の十六 準対象事業者は、第三十八条か

ら前条までの規定にかかわらず、この条例（この章を除く。）の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うことができる。

2 知事は、準対象事業が実施される場合において、環境の保全の見地から必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該準対象事業者に対し、この条例（この章を除く。）の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うよう求めることができる。

3 準対象事業者は、この条例（この章を除く。）の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に通知するものとする。

4 前項の規定による通知が行われた事業は、対象事業とみなす。

（都市計画に定められる対象事業又は準対象事業に関する特例）

第三十九条 対象事業若しくは準対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業若しくは当該準対象事業又は対象事業若しくは準対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業若しくは準対象事業については、環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第十五条第一項の県若しくは市町（同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一條第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者又は当該準対象事業に係る準対象事業者に代わるものとして、当該対象事業若しくは当該準対象事業又は対象事業若しくは準対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

（港湾計画に係る環境影響評価その他の手続）

第四十条 この条において「港湾環境影響評価」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港

（都市計画に定められる対象事業に関する特例）

第三十九条 対象事業が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業についての環境影響評価その他の手続は、規則で定めるところにより、同法第十五條第一項の県若しくは市町（同法第二十二條第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣又は市町）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一條第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。

（港湾計画に係る環境影響評価その他の手続）

第四十条 この条において「港湾環境影響評価」とは、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する重要港湾に係る同法第三条

湾又は重要港湾に係る同法第三条の三第一項に規定する港湾計画（以下「港湾計画」という。）に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）が環境に及ぼす影響（以下「港湾環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

2 4 (略)

(知事が意見を述べる場合の手続)

第四十二条 知事は、法第三条の七第一項、法第十条第一項又は法第二十条第一項の意見を述べようとするときは、評価委員会の意見を聴くものとする。

2 (略)

(報告及び立入調査)

第五十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は準対象事業者（以下「事業者等」という。）に対し、対象事業若しくは準対象事業の実施状況又は対象事業若しくは準対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況その他の必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者等の事務所、対象事業実施区域又は準対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業若しくは準対象事業の実施状況又は対象事業若しくは準対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。

3 知事は、第一項の規定による報告又は資料の提出があったとき、又は前項の調査をさせたときは、その内容又は結果を検討し、正当な理由なく評価書に記載された環境の保全のための措置をとらないうことにより環境の保全に支障を来たすおそれがあると認めるとき、又は環境の保全について更に適正に配慮する必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

の三第一項に規定する港湾計画（以下「港湾計画」という。）に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全（以下「港湾開発等」という。）が環境に及ぼす影響（以下「港湾環境影響」という。）について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその港湾計画に定められる港湾開発等に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における港湾環境影響を総合的に評価することをいう。

2 4 (略)

(知事が意見を述べる場合の手続)

第四十二条 知事は、法第十条第一項又は法第二十条第一項の意見を述べようとするときは、評価委員会の意見を聴くものとする。

2 (略)

(報告及び立入調査)

第五十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況その他の必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者等の事務所、対象事業実施区域その他知事が必要と認める場所に立ち入り、対象事業の実施状況又は対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施状況を調査させることができる。

3 知事は、第一項の規定による報告又は資料の提出があったとき、又は前項の調査をさせたときは、その内容又は結果を検討し、正当な理由なく評価書に記載された環境の保全のための措置をとらないうことにより環境の保全に支障を来たすおそれがあると認めるとき、又は環境の保全について更に適正に配慮する必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう指示することができる。

4・5 (略)

(勧告及び公表)

第五十二条 知事は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 (略)
- 二 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査報告書、簡易評価書又は措置報告書を提出したとき。

三 第二十六条第一項(同条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。 )又は第三十八条の十二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。 )の規定に違反して対象事業又は準対象事業を実施したとき。

四 第三十条、第三十八条の十四又は第三十八条の十六第二項の規定に基づき求められた手続きを行わないとき。

五・六 (略)

2 知事は、事業者等が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該事業者等の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、前項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町長又は簡易評価書関係市町長及び対象事業又は準対象事業に係る許認可等を行う者に通知するものとする。

(県及び市町との連絡)

第五十四条 事業者等は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び市町と密接に連絡し、必要があると認めるときは、これらに協力を求めることができる。

(隣接府県の知事との協議)

第五十五条 知事は、対象事業又は準対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する府県知事と協議するものとする。

(調査研究等)

第五十七条 県は、環境影響評価及び事後調査の技

4・5 (略)

(勧告及び公表)

第五十二条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 (略)
- 二 虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書を提出したとき。

三 第二十六条第一項(同条第三項及び第二十九条第三項において準用する場合を含む。 )の規定に違反して対象事業を実施したとき。

四 第三十条の規定に基づき求められた手続きを行わないとき。

五・六 (略)

2 知事は、事業者が正当な理由なく前項の規定による勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容並びに当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、前項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町長及び対象事業に係る許認可等を行う者に通知するものとする。

(県及び市町との連絡)

第五十四条 事業者は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は説明会の開催について、県及び市町と密接に連絡し、必要があると認めるときは、これらに協力を求めることができる。

(隣接府県の知事との協議)

第五十五条 知事は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域に本県の区域に属しない地域が含まれているときは、当該地域における環境影響評価、事後調査その他の手続に関して、当該地域を管轄する府県知事と協議するものとする。

(調査研究等)

第五十七条 県は、環境影響評価及び事後調査の技

<p>術及び手法の調査及び研究に努めるとともに、これらに関する情報及び資料の収集及び整理を行い、事業者等及び県民に対し、この条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続を行うに当たって、必要な情報及び資料の提供に努めるものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第五十八条 第三章からこの章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>附則</p> <p>13 (略)</p> <p>(対象事業に係る経過措置の廃止)</p> <p>14 附則第二項から第五項まで、第十一項及び第十二項の規定は、平成二十八年四月一日以後は適用しない。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>15 (略)</p>	<p>術及び手法の調査及び研究に努めるとともに、これらに関する情報及び資料の収集及び整理を行い、事業者及び県民に対し、この条例に基づく環境影響評価、事後調査その他の手続を行うに当たって、必要な情報及び資料の提供に努めるものとする。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第五十八条 この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)及び土壌汚染については、適用しない。</p> <p>2) 第三章からこの章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>附則</p> <p>13 (略)</p> <p>(規則への委任)</p> <p>14 (略)</p>
---	--

## 2 議案第 42 号 三重県消費生活センター条例の一部を改正する条例案 について

### 1 改正の趣旨

地方をはじめとする消費者行政の体制整備等のため、平成 26 年 6 月に消費者安全法等が改正されました。

改正消費者安全法において、都道府県は、消費生活センター（以下、「センター」という。）の運営事項および消費生活相談等で得られた情報の安全管理に関する事項について条例で定めることが規定されました。

このことをふまえて、センターの運営等についての規定を整備するものです。

### 2 概要（新旧対照表は別紙のとおり）

(1) センターの名称及び住所等の公示に関する規定を追加する。

(2) 消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に関する規定を追加する。

### 3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日から施行。

### 4 その他

議決後は、センターの名称及び住所等について公報を通じて公示するとともに、引き続き法の趣旨に基づき、消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理に努めるとともに、消費生活相談員の資質向上のための研修等の機会を確保してまいります。

○三重県消費生活センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案	現行
<p>(設置) 第一条 (略) (名称及び住所等の公示) 第二条 知事は、センターについて、次に掲げる事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。 一 センターの名称及び住所 二 次条第一号の事業を行う日及び時間 (事業) 第三条 センターにおいては、次の事業を行う。 一 消費生活に係る相談に関すること(消費者安全法〔平成二十一年法律第五十号。第三号において「法」という。〕第八条第一項第二号イ及びロに掲げる事務に係る事業を含む。) 二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、第一条に規定する目的を達成するために必要な事業(法第八条第一項各号に掲げる事務(同項第二号イ及びロに掲げる事務を除く。))に係る事業を含む。(消費生活相談等の事業の実施により得られた情報の安全管理) 第四条 センターは、前条各号に掲げる事業の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。 (委任) 第五条 センターの管理及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>(設置) 第一条 (略) 第二条 センターにおいては、次の事業を行う。 一 消費生活に係る相談に関すること。 (事業) 第二条 センターにおいては、次の事業を行う。 一 消費生活に係る相談に関すること。 二 (略) 三 前二号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事業 (委任) 第三条 センターの管理に関し必要な事項は、知事が定める。</p>

(議案補充説明)

### 3 議案第 65 号 損害賠償の額の決定及び和解について

#### 1 損害賠償の義務の発生原因となる事実

平成 27 年 11 月 24 日、大気汚染防止法に基づく立入検査において、対象事業所を保健環境研究所の職員が訪問し、VOC（揮発性有機化合物）測定のため天井裏にあがった際、誤って天井板に足をのせ、板を破損した事故。

#### 2 損害賠償の相手方

(1) 住所 三重県四日市市天ヶ須賀新町一丁目 2 番

(2) 氏名 三重グラビア印刷株式会社 代表取締役 織田 憲三

#### 3 損害賠償の額

45,360 円

#### 4 再発防止について

当該職員には、所属長から厳重に注意を行うとともに、同様な作業を行う職員に対し再発防止を徹底いたしました。



## 1 みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案）について

前回の常任委員会でご説明させていただいた「みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）」（最終案）からの主な変更点については、次のとおりです。

なお、当部関連の「施策」については、**別冊1**に抜粋版としてまとめております。

### 1 施策全般

前回の常任委員会でごいただいたご意見等をふまえ、「県民の皆さんとめざす姿」等を一部見直しました。

また、「現状と課題」、「新しい豊かさ・協創の視点」等について、県民の皆さんにとってよりわかりやすくなるよう、記述を再度精査し、一部見直しました。

#### 【主な変更点】

##### (1) 施策212 あらゆる分野における女性活躍の推進

常任委員会でごいただいたご意見をふまえて、「男女共同参画」の記述を「県民の皆さんとめざす姿」に追加しました。

##### (2) その他

①「みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）」（最終案）提出後の現状を追記しました。

#### 【見直した施策】

- ・142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり
- ・151 地球温暖化対策の推進

②「新しい豊かさ・協創の視点」について、主に、県民の皆さんに「どのように協創を行っていくか」が読み取れるように記述を精査し、見直しました。

#### 【見直した施策】

- ・142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり
- ・143 消費生活の安全の確保
- ・151 地球温暖化対策の推進
- ・154 大気・水環境の保全
- ・212 あらゆる分野における女性活躍の推進
- ・213 多文化共生社会づくり
- ・228 文化と生涯学習の振興

## 2 「県民指標」および「活動指標」

(1) 「検討中」としていた「目標値」について、「現状値」が確定したことから、設定を行いました。

### 【新たに設定した目標値】

施策	県民指標・目標項目	現状値	目標値
211 人権が尊重される社会づくり	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合	<u>38.5%</u>	<u>42.5%</u>
212 あらゆる分野における女性活躍の推進	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合	<u>39.4%</u>	<u>47.4%</u>
213 多文化共生社会づくり	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	<u>29.1%</u>	<u>33.1%</u>
255 協創のネットワークづくり	地域活動等を行っている県民の割合	<u>19.7%</u>	<u>23.7%</u>
基本事業	活動指標・目標項目	現状値	目標値
21301 多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援	多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度	<u>97.9%</u>	<u>100%</u>

(2) 「みえ県民カビジョン・行動計画（仮称）」（最終案）提出以後に確定した「現状値」や他の個別計画と整合性を図るため、「目標値」等を見直しました。

### ① 県民指標

#### ア) 施策142 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり

・平成27年の実績値が確定するとともに、現在策定を進めている、「第10次三重県交通安全計画」と整合性を図るため。

目標項目	(最終案)		⇒	(成案)	
	現状値	目標値		現状値	目標値
交通事故死者数	112人 (26年)	70人 以下		<u>87人</u>	<u>60人</u> 以下

#### イ) 施策143 消費生活の安全の確保

・平成27年度の実績値が確定したことにより、目標値を修正する必要があるため。

目標項目	(最終案)		⇒	(成案)	
	現状値	目標値		現状値	目標値
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合	44.8% (26年度)	50.0%		<u>49.6%</u>	<u>64.0%</u>

ウ) 施策151 地球温暖化対策の推進

・平成26年度の実績値が確定したことにより、目標値を修正する必要があるため。

(最終案)			(成案)	
目標項目	現状値	目標値	現状値	目標値
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量	1,323千t -CO <sub>2</sub> (25年度)	1,223千t -CO <sub>2</sub> (30年度)	1,196千t -CO <sub>2</sub> (26年度)	1,119千t -CO <sub>2</sub>

② 活動指標

ア) 基本事業14201 交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進

・平成27年の実績値が確定するとともに、現在策定を進めている、「第10次三重県交通安全計画」と整合性を図るため。

(最終案)			(成案)	
目標項目	現状値	目標値	現状値	目標値
交通事故死傷者数	10,289人 (26年)	8,500人 以下	9,602人	7,700人 以下

(最終案)			(成案)	
目標項目	現状値	目標値	現状値	目標値
高齢者交通事故死者数	57人 (26年)	35人 以下	52人	30人 以下

イ) 基本事業15403 生活排水対策の推進

・平成26年度の実績値の精査に伴い、現状値および目標値を修正する必要があるため。

(最終案)			(成案)	
目標項目	現状値	目標値	現状値	目標値
生活排水処理施設の整備率	82.2% (26年度)	87.2%	81.5% (26年度)	86.5%

3 数値目標一覧等

「みえ県民カビジョン・第二次行動計画(仮称)」(最終案)提出以後に確定した「現状値」については修正を行いました。

また、数値目標の「選定理由」、「31年度の目標値の設定理由」等について、県民の皆さんにとって分かりやすい記述となるよう、記述を再度精査し、一部見直しました。



(参考) みえ県民カビジョン・第二次行動計画 (案) (環境生活部関連)

当部主担当施策 10 施策

I 「守る」	施策	基本事業		指標	
4 暮らしの安全を守る	142 交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり			県民	交通事故死者数
		14201	交通安全意識と交通マナーの向上に向けた啓発・教育の推進	活動	①交通事故死傷者数 ②高齢者交通事故死者数
		14202	飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発および再発防止対策の推進	活動	飲酒運転事故件数
		14203	安全で快適な交通環境の整備(警察本部)	活動	老朽化した信号制御機の更新数(累計)
		14204	交通秩序の維持(警察本部)	活動	運転者のシートベルト着用率
	143 消費生活の安全の確保			県民	消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用した人の割合
		14301	自主的かつ合理的な消費活動への支援	活動	消費生活講座等で消費者トラブルに遭わないために必要な知識が得られたとする人の割合
14302		消費者被害の救済、適正な取引の確保	活動	消費生活相談において斡旋により消費者トラブルが解決した割合	
5 環境を守る	151 地球温暖化対策の推進			県民	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量
		15101	温室効果ガス排出削減の取組推進	活動	大規模事業所における温室効果ガスの排出量の増減比率
		15102	電気自動車等を活用した温暖化対策の推進	活動	電気自動車等を活用した温暖化対策に取り組む地域の数(累計)
		15103	地球温暖化対策の普及啓発の推進	活動	地球温暖化対策講座等の受講後に、活動に取り組む意向を示した受講者の割合
		15104	環境教育の推進	活動	環境教育講座等参加者の満足度

I 「守る」	施策	基本事業		指標	
5 環境を守る (続き)	152 廃棄物総合対策の推進			県民	廃棄物の最終処分量
		15201	ごみゼロ社会の実現	活動	1人1日あたりのごみ排出量(一般廃棄物の排出量)
		15202	産業廃棄物の3Rの推進	活動	産業廃棄物の再生利用率
		15203	廃棄物処理の安全・安心の確保	活動	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率
		15204	不適正処理の是正措置の推進	活動	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率
	154 大気・水環境の保全			県民	大気環境および水環境に係る環境基準の達成率
		15401	大気・水環境への負荷の削減	活動	大気・水質の排出基準適合率
		15402	自動車環境対策の推進	活動	NOx・PM法対策地域全体の大気環境基準達成率
		15403	生活排水対策の推進	活動	生活排水処理施設の整備率
		15404	伊勢湾の再生に向けた取組の推進	活動	海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数
		15405	環境保全のための調査研究成果の還元	活動	大気環境および水環境の保全に関する調査研究成果を公表した研究事業数

Ⅱ 「創る」	施策	基本事業		指標	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会	211 人権が尊重される社会づくり			県民	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合
		21101	人権が尊重されるまちづくりの推進	活動	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の実施団体数
		21102	人権啓発の推進	活動	人権イベント・講座等の参加者の人権に関する理解度
		21103	人権教育の推進 (教育委員会)	活動	人権教育カリキュラムを作成している学校の割合
		21104	人権擁護の推進	活動	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者の研修内容の理解度
	212 あらゆる分野における女性活躍の推進			県民	あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる県民の割合
		21201	政策・方針決定過程への女性の参画	活動	県・市町の審議会等における女性委員の割合
		21202	男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	活動	男女共同参画センター開催事業の新規参加者の数・満足度
		21203	職業生活等における女性活躍の推進	活動	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等の策定団体数(累計)【創】
		21204	性別に基づく暴力等への取組	活動	性犯罪・性暴力被害者支援制度の周知のための協力団体数(累計)

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要業績評価指標(KPI)と同一の指標の場合は、【創】と示しています。

Ⅱ 「創る」	施策	基本事業		指標	
1 人権の尊重と多様性を認め合う社会(続き)	213 多文化共生社会づくり			県民	多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合
		21301	多文化共生に向けた学習機会等の提供と外国人住民等の生活への支援	活動	①多文化共生に係るセミナー、研修会等参加者の理解度 ②医療通訳者が常勤している医療機関の数(累計)
		21302	日本語指導が必要な外国人児童生徒への支援(教育委員会)	活動	日本語指導が必要な外国人生徒のうち、就職または高等学校等に進学した生徒の割合
2 学びの充実	228 文化と生涯学習の振興			県民	参加した文化活動、生涯学習に対する満足度
		22801	文化にふれ親しみ、創造する機会の充実	活動	県立文化施設の利用者数
		22802	文化財の保存・継承・活用(教育委員会)	活動	文化財情報アクセス件数
		22803	学びとその成果を生かす場の充実	活動	みえ生涯学習ネットワーク登録会員数(累計)
		22804	社会教育の推進と地域の教育力の向上(教育委員会)	活動	地域の教育関係者のネットワークへの参加者数(累計)
5 地域の活力の向上	255 協創のネットワークづくり			県民	地域活動等を行っている県民の割合
		25501	県民の社会参画の促進	活動	NPO法人活動への支援としての会費収入等
		25502	若者の地域活動への参画促進(戦略企画部)	活動	若者との協創により地域活動に取り組んだ件数(累計)

● 他部が主担当の施策(当部主担当の基本事業が含まれるもの)

I-1 防災・減災	111 災害から地域を守る人づくり(防災対策部)	11103	災害ボランティアの活動環境の充実	活動	「みえ災害ボランティア支援センター」に参画する団体数(累計)
II-2 学びの充実	226 地域に開かれ信頼される学校づくり(教育委員会)	22604	私学教育の振興	活動	私立学校における特色ある教育・学校運営の取組事例数

## 2 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）について

### 1 策定の経緯

県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づく「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」の取組の方向に沿って「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（平成23年度～平成27年度）を策定し、人権施策の推進に取り組んできました。

今般、「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」に変更したことから、同基本方針に基づく具体的な取組を進めるための「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第三次行動プラン」という。）を策定します。

### 2 パブリックコメントの実施

平成27年12月15日から平成28年1月13日までの期間、中間案についての意見募集を行ったところ、76件の意見が提出されました。

パブリックコメントの概要と対応状況は、別紙1のとおりです。

### 3 最終案の内容

第三次行動プランの最終案の概要は、別紙2のとおりです。

また、詳細については、別冊2のとおりです。

#### (1) 計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

#### (2) 構成

##### ○ 第1章 基本的な考え方

策定の経緯、県人権施策基本方針（第二次改定）の基本理念、行動プランの取組方向、基本的な視点

##### ○ 第2章 施策分野別の取組方向

めざす姿、現状と課題、取組方向

施策分野1 「人権が尊重されるまちづくり」

施策分野2 「人権意識の高揚」

施策分野3 「人権擁護と救済」

施策分野4 「人権課題」

同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等、

犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権課題

##### ○ 第3章 計画の推進

人権尊重の視点に立った行政の推進、計画の推進と進捗管理

#### 4 策定に向けた検討経過

平成 27 年 9 月	第 2 回三重県人権施策審議会（たたき台）
11 月	第 3 回三重県人権施策審議会（中間案の検討）
12 月	環境生活農林水産常任委員会（中間案の報告）
12 月	パブリックコメントの実施
？	
平成 28 年 1 月	
2 月	第 4 回三重県人権施策審議会（最終案の検討）

#### 5 今後の予定等

平成 28 年 3 月中に第三次行動プランを策定し、ホームページへの掲載や冊子の配布等を通じて公表するとともに、市町等へ周知を図ります。

平成 28 年 4 月から、第三次行動プランおよび「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に沿って、県民、企業、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働を図りながら、人権が尊重される社会の実現に向けて施策を推進していきます。

## 中間案に対するパブリックコメントの概要と対応状況

## 1 パブリックコメント（県民への意見募集）の結果

実施期間 平成27年12月15日から平成28年1月13日まで

意見提出人数等 19名、9団体

意見件数 76件（個人37件、団体39件）

提出方法

電子メール	ファクシミリ	郵送	計
21	6	1	28

## ◇意見の反映状況

区 分	件 数
①修正する	20
②既に含まれている意見・質問	18
③今後の取組に反映・参考とするもの	28
④反映することが難しいもの	9
⑤その他(①～④に該当しないもの)	1
合 計	76

## ◇意見の種類と件数

意見の種類	件数	個人	
		個人	団体
全体に関する意見	1	1	
「人権が尊重されるまちづくり」に関する意見	3		3
「人権啓発の推進」に関する意見	9	6	3
「人権教育の推進」に関する意見	10	5	5
「相談体制の充実」に関する意見	11	5	6
「さまざまな人権侵害への対応」に関する意見	8	2	6
「同和問題」に関する意見	1	1	
「子ども」に関する意見	12	5	7
「障がい者」に関する意見	1	1	
「高齢者」に関する意見	2	2	
「外国人」に関する意見	9	5	4
「患者等」に関する意見	1		1
「さまざまな人権課題」に関する意見	8	4	4
合 計	76	37	39

### 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン(中間案)からの主な変更点

パブリックコメントで寄せられた意見を反映した20件のうち、主なものは下表のとおりです。

番号	区分	頁	意見の概要	意見の取り扱い
1	人権啓発	8	「人権問題に関する三重県民意識調査」では「あなたは最近5年間で、県や市町などが主催する人権に関する講演会や研修会に参加したことがありますか。」という設問に対して「一度も参加したことがない」が実に77.8%もいたことが、最大の問題点であった。このことは、人権啓発の推進を考える上では、表記するべきだと思います。	「また、『最近5年間で、県や市町が主催する講演会や研修会に一度も参加したことがない』と回答した人の割合が77.8%となっていることから、」を追記しました。
2	人権啓発	8	「今後、より多くの県民がより高い人権感覚を養っていくために、……」について、「より高い人権感覚を持つため」とすべきだと思います。	「今後、より多くの県民がより高い人権感覚を持つため」に修正しました。
3	人権教育	11	『人権教育推進計画』の不断の見直しを進め……と表現してあるが、見直しの視点が書かれていません。「子どもや地域の実態をふまえた見直しを図り」、「社会の変化に対応した」等、見直しの視点を明記すべきだと思います。	『人権教育推進計画』について、子どもや保護者、地域の状況などをふまえた見直しを図り」と修正しました。
4	子ども	23	加害児童生徒も、その背景には何かしらの不満であったり、鬱積があったりと、配慮すべき児童生徒の一人ではないかと思えます。すべての子どもの人権を尊重するという観点から、加害児童生徒へのケアも重要であり、加害児童生徒への「適切な指導」ではなく、「適切な支援」とすべきだと思います。	いじめは決して許されるものではなく、加害児童生徒への指導は不可欠です。一方、加害児童生徒が抱える背景等にも目を向けることも重要であることから、「加害児童生徒への適切な指導及び支援」と修正しました。
5	障がい者	30	4月1日から「障害者差別解消法」が施行されることに伴い、三重県としてどのような具体的な施策を考えているのかを明記すべきだと思います。	「障害者差別解消法」に基づく県の取組の加筆など、より具体的な表記に修正しました。

# 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン（最終案）の概要

## 第1章 基本的な考え方

### ◆策定の経緯

「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、2006（平成18）年3月に改定した「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」を推進していくため、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定し、人権施策を総合的に推進してきました。

「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」への変更に伴い、同基本方針に基づく具体的な取組を進めるための「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定することとします。

### ◆基本方針の基本理念

めざす社会

「差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会」

基本理念

「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現」

「さまざまな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会の実現」

### ◆基本的な視点

- 1 当事者への理解  
差別や人権侵害を受ける当事者の立場に立った人権施策の推進
- 2 パートナーシップ  
さまざまな主体との連携・協力・協働
- 3 適切な公的支援  
人権施策の推進に参画するさまざまな主体への適切な支援

## 第2章 施策分野別の取組方向

施策分野1 「人権が尊重されるまちづくり」

施策分野2 「人権意識の高揚」

人権啓発の推進、人権教育の推進

施策分野3 「人権擁護と救済」

相談体制の充実、さまざまな人権侵害への対応

施策分野4 「人権課題」

同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人、患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的マイノリティの人びと、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等）

## 第3章 計画の推進

### ◆人権尊重の視点に立った行政の推進

- ・県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点で施策を推進
- ・人権が尊重される社会の実現に関する施策を積極的に推進
- ・県民、企業、住民組織・NPO等の団体、国、市町と連携・協働

### ◆計画の期間

平成28年度から平成31年度までの4年間

### ◆進捗管理

- ・人権施策を推進するための県事業を事業体系表に取りまとめ
- ・「年次報告」の作成・報告・公表
- ・プラン全体と3つの施策分野に目標項目と目標値を設定
- ・三重県人権施策審議会での調査・審議



### 3 第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画（最終案）について

#### 1 策定の経緯

県では、第2次三重県男女共同参画基本計画（平成23～32年度）（以下、「第2次基本計画」という。）に基づき、第一期実施計画（平成24～27年度）を策定し、目標を定めて事業を実施することで、第2次基本計画の着実な推進を図ってきたところです。

平成28年3月に第一期実施計画が終了するため、第二期実施計画を策定します。

#### 2 最終案の内容

第二期実施計画（最終案）の概要は別紙1、第2次基本計画の体系は別紙2、詳細な内容は別冊3のとおりです。

##### (1) 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

##### (2) 構成

###### ○第1章 計画の策定にあたって

- ・計画策定の趣旨
- ・計画の概要

###### ○第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業

- ・基本計画におけるめざす姿
- ・第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針
- ・基本施策の指標
- ・施策の方向、目標、施策、事業内容等

###### ○第3章 計画の推進

- ・第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針
- ・施策の方向、施策、事業内容等

#### 3 策定に向けた検討経過

平成27年12月 第2回三重県男女共同参画審議会（中間案の検討）

環境生活農林水産常任委員会（中間案の報告）

平成28年2月 第3回三重県男女共同参画審議会（最終案の検討）

#### 4 今後の予定等

今月中に開催する三重県男女共同参画推進会議（庁内会議）において第二期実施計画を決定し、ホームページへの掲載や冊子の配布等を通じて公表します。

平成28年4月からは、第二期実施計画や「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に沿って、市町や国、関係団体等と連携しながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していきます。

## 第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画(最終案)の概要

### 計画の期間

第2次三重県男女共同参画基本計画の計画期間と合わせ、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

### 計画策定の考え方

平成27年度に県が実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」等の結果からは、固定的な性別役割分担意識は徐々に薄くなってきています。しかしながら、未だ十分な状況とは言えないため、意識の変化を社会気運の醸成や社会制度・慣行の見直し、行動変容につなげ、あらゆる分野における男女共同参画社会の実現をめざしていきます。

### 計画の構成

第1章 第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画の策定にあたって（策定の趣旨や考え方について記載）

第2章 基本施策ごとの施策の方向、施策および実施事業

（各基本施策について、〈基本施策〉―〈施策の方向〉―〈具体的施策〉―〈具体的事業〉の階層で体系的に整理し記載。）

第3章 計画の推進（8つの施策の方向ごとに事業内容等を記載）

※第2章および第3章では「第一期実施計画の総括と第二期実施計画での取組方針」を明らかにしています。

### 進行管理

- ・男女共同参画施策の実施状況について、毎年1回、報告書を作成し、議会へ報告するとともに公表します。
- ・基本施策および施策の方向ごとに、目標項目と目標値を設定しました。
- ・三重県男女共同参画審議会での調査・審議を行います。

### 重点事項の推進

<p><b>①政策・方針決定過程への女性の参画推進!</b></p> <p>県の審議会等において女性参画を推進するための手続の見直し 市町の審議会等において女性委員の割合を高める情報提供や働きかけ</p>	<p><b>②あらゆる分野における女性活躍の推進!</b></p> <p>女性活躍の意識醸成と意識啓蒙に向けた啓蒙の推進 家庭や育児、介護等において女性が活躍し、働きやすい環境の改善に向けた啓蒙と取組促進</p>	<p><b>③一人ひとりが個性と能力を発揮して輝くための啓蒙等の推進!</b></p> <p>男性参加者の増加に向けた取組、講座の開催等による広報・啓蒙の推進 性的マイノリティの人が安心して暮らすことができるための啓蒙、相談等の実施</p>	<p><b>④ワーク・ライフ・バランスの推進!</b></p> <p>「イクボスの育成」など男性の育児参画、仕事と家庭の両立に向けた企業等への啓蒙等 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進等働きやすい職場環境づくり</p>	<p><b>⑤男女共同参画の視点に立った地域防災活動の推進!</b></p> <p>女性等への配慮をふまえた防災避難誘導マニュアル策定指針の地域への水平展開 地域で活躍できる女性防災人材の育成</p>	<p><b>⑥多様な実態に応じた生活支援の推進!</b></p> <p>特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の福祉型介護施設の整備に対する支援 市町が実施する地域密着型サービス施設等の整備を支援</p>	<p><b>⑦DVや性暴力等の被害者保護・支援体制の充実!</b></p> <p>性犯罪・性暴力の被害者が相談しやすい総合的な支援体制の構築による相談・支援の実施 相談窓口の紹介と利用促進支援に関する情報提供、啓蒙等の実施</p>
--	--	--	---	--	--	---

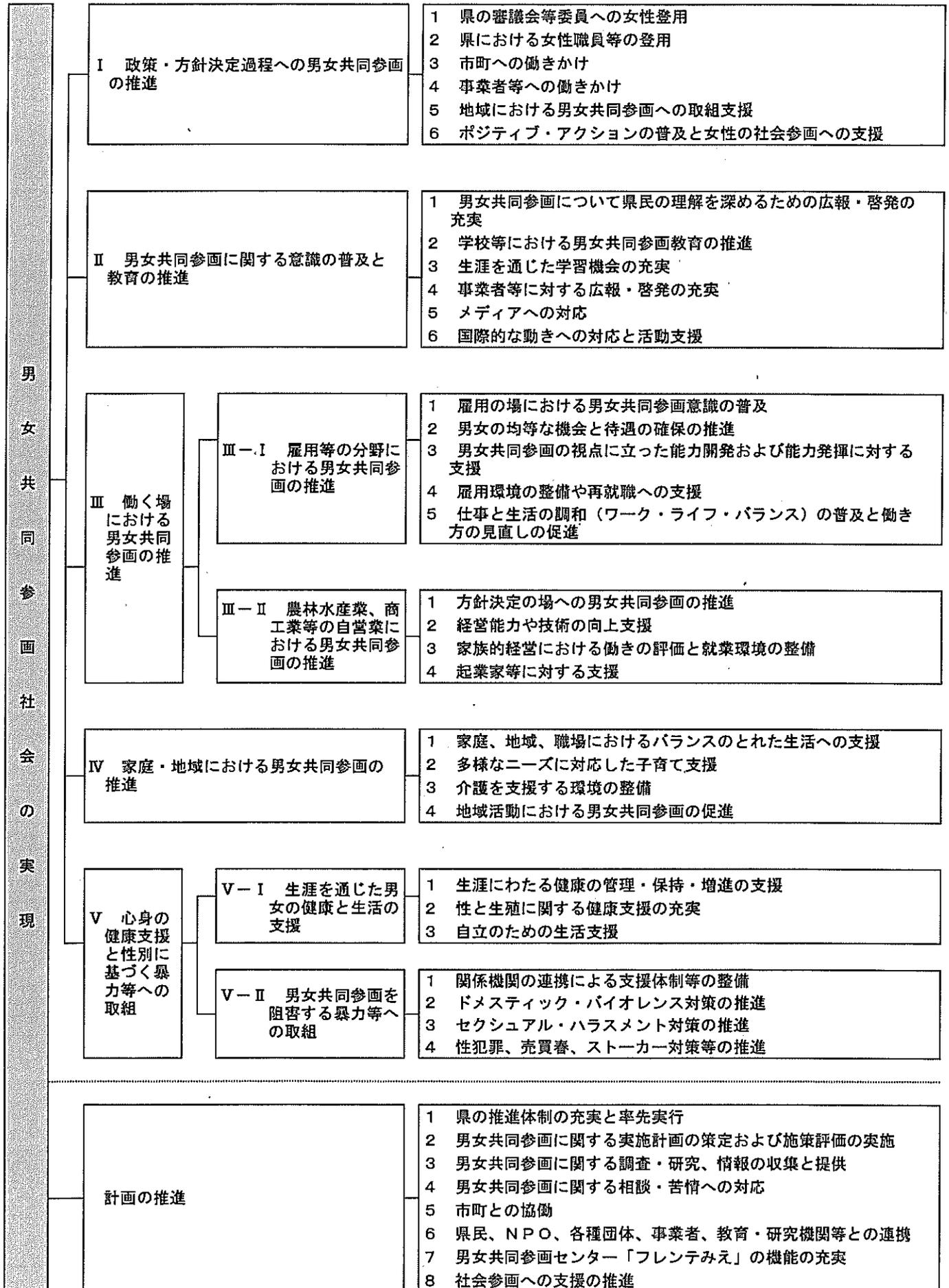
## 第2次三重県男女共同参画基本計画の体系

(別紙2)

(目標)

(基本施策)

(施策の方向)





## 4 三重県多文化共生社会づくり指針（最終案）について

「三重県多文化共生社会づくり指針」（以下、「指針」という。）については、「三重県多文化共生推進会議」（以下、「推進会議」という。）における検討や、中間案に対する県民への意見募集の結果等をふまえ、記述内容の変更を行い、最終案を作成しました。

### 1 パブリックコメントの実施

平成 27 年 10 月 9 日から平成 27 年 11 月 9 日までの間に、中間案について意見募集を行ったところ、34 件の意見が提出されました。

パブリックコメントの主な意見と対応状況は、別紙 1および別紙 2のとおりです。

### 2 最終案の内容

指針の最終案の概要は、別紙 3のとおりです。また、詳細については、別冊 4のとおりです。

### 3 策定に向けた検討経過

- 平成 27 年 1 月 推進会議（指針の見直しに向けて意見交換）
- 5 月 推進会議（骨子案の検討）
- 9 月 推進会議（中間案の検討）
- 10 月 環境生活農林水産常任委員会（中間案の報告）
- 10 月～11 月 パブリックコメントの実施
- 平成 28 年 2 月 推進会議（最終案の検討）

### 4 今後の予定等

平成 28 年 3 月中に指針を策定し、ホームページ等を通じて公表するとともに、市町および関係団体へも周知を行います。

また、平成 28 年 4 月からは本指針と「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」に沿って、NPO、経済団体、行政等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくり施策の取組を進めていきます。

## パブリックコメントの概要と対応状況

## 1 意見募集期間

平成27年10月9日（金）～平成27年11月9日（月）

## 2 意見募集結果

## (1) 意見数

	個人	団体（企業）	計
意見数	34件	0件	34件

## (2) 意見の反映状況

区 分	件 数
① 修正する	0件
② 既に含まれている意見・質問	1件
③ 今後の取組に反映・参考とするもの	1件
④ 反映することが難しいもの	0件
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	32件
合 計	34件

## ●主な意見の概要と県の考え方

意見の概要	県の考え方
①既に含まれている意見・質問	
<p>地域社会の中で、外国人住民の特性を活かすには、日本人と外国人住民の顔の見える関係が必要だと思います。何故なら、外国人住民が、地域社会の中に溶け込むには、日本人との関係を必要とするからです。しかし、日本人同士の関係性でさえ育むのが難しい時代です。ましてや、日本人と外国人住民の関係は、何もしないで育めないものだと思います。一方で、例えば、国際交流イベントなどを実施しますと、その場の人々が集まるため、一見すると両者の関係が育まれているように感じます。しかし、一過性の関係は、結局、持続しません。従って、国籍を問わず住民同士の顔の見える関係を促進するために、その対応を担う専門人材と組織が必要なのではないのでしょうか。</p> <p>その方法として、例えば、地域の公民館を利用することが考えられます。指定管理者制度を利用して第三者組織に運営を委託し、公民館に生涯学習機能だけでなく、地域のコミュニティ形成機能を持たせることです。これは、外国人住民の多い地域の公民館に限定して、指定管理者制度を適用することで、全ての公民館の機能を変えずに、地域の特性に応じた対応ができるものと思います。また、外国人住民と一括りに表現できませんが、経済環境、教育レベル、生活習慣など、実に多様な人々が暮らしています。従って、多様な地域住民との信頼を育みながら、地域毎の課題の種を集めることで、初めて外国人住民の抱える課題に対して適切な対応ができるものと思います。</p> <p>勿論、多文化共生関連のNPOや国際交流協会も、これらの一定の機能を担っています。しかし、もっと、住民同士の関係の促進や、地域の課題の種を集める、という機能に特化した地域に根付いた専門組織が、今後、一緒に築く地域社会に必要なものと思います。是非、国籍を問わない住民同士で地域社会を築くために、両者の関係性を一歩一歩育むための、専門人材と組織の整備について記載のご検討をお願いします。</p>	<p>今回策定する指針においては、多文化共生を「グローバル化の進展の中で、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いている社会を指すものとし、す。」と定め、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築くことをめざすこととしています。</p> <p>多文化共生社会づくりに必要な人材の育成については、第三章において記載しています。</p>
② 今後の取組に反映・参考とするもの	
<p>近年では外国人と日本人の間の問題や差別は減りつつあり、メディアでも外国人の追放や特定の場所への出入禁止を要求する日本人等が目立つニュースは少なくなっています。しかし、それらをポジティブに捉えるべきでしょうか。現在では、日本人は外国人の存在に対して無関心で気にしていないと思います。外国人の存在が特に工場が必要だと知っているからだと思います。しかし、共生はありますか。グローバル社会ですか。それとも違う文化がそれぞれ別々に構成された社会ですか。</p> <p>日本に外国人との共生や平等に向けての努力が無い限り、共生は実現できません。企業が政府のやるべき事をやっています。コンビニ・携帯販売店・スーパーで外国人が働いています。しかし、政府機関はどうでしょう。外国人の警官はいますか。医師は、公務員は、まれですね。外国人が担当する仕事のほとんどは通訳・翻訳です。アメリカのようにグローバル化した国を見てください。外国人の警官や医師等がいます。ネイティブの人や外国人と共生しています。何もしなければ、共生できない多文化で構成された社会のままです。夢見るグローバル社会では国内で境界線を引かれたままです。</p>	<p>多文化共生の推進については、平成18年に総務省「地域における多文化共生推進プランについて」において、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう通知されています。これを受けて、三重県においても三重県国際化推進指針を策定し、多文化共生の推進に取り組んでいます。</p> <p>県内の外国人住民数は、2015（平成27）年末には41,625人、県内総人口に占める外国人住民の割合は2.25%で、全国的にも高い割合です。その内、永住者・定住者・特別永住者等は合わせて約75%で定住傾向は顕著になっています。</p> <p>今回策定する指針においては、多文化共生を「グローバル化の進展の中で、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いている社会を指すものとし、す。」と定め、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築くことをめざすこととしています。</p>

意見の概要	県の考え方
③ その他	
<p>多文化共生社会反対です。日本人より、外国人のほうが大事ですか。今まで守ってきた日本の文化を外国の文化で消し去るつもりですか。外国人に日本に来るなどとは言いません。郷に入っては郷に従えとあるように、日本の文化になじんでいただく努力をしたほうが良いと思います。</p>	
<p>この指針は移民支援と考えさせて頂いてよろしいでしょうか。だとすれば、私はこの指針自体に反対致します。</p> <p>世界的にみれば、移民問題は犯罪の増加も含め各地で重要な課題となっています。他国でも国家的な課題として捉えられていると認識しています。</p> <p>確かに今後の高齢化社会、また人口減少が進んでいく時代で確実にマンパワーの不足は拭いきれない課題でしょう。しかし我々地方の人間にとって大切なのは、現在の経済規模を無理をして維持をしていくことではなく、その時代へフィットした社会のスマール化であり、その中で県民が豊かに過ごせる環境を作っていくことでは無いでしょうか。安易に移民で間に合わせようとするのではなく、働き手が足りないと言われる高齢者を支える団体への支援（就職、給与の改善・補助）も含めて、皆が率先して動ける社会づくりを考えて頂きたいと切に願います。</p>	<p>多文化共生の推進については、平成18年に総務省「地域における多文化共生推進プランについて」において、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施するよう通知されています。これを受けて、三重県においても三重県国際化推進指針を策定し、多文化共生の推進に取り組んでいます。</p> <p>県内の外国人住民数は、2015（平成27）年末には41,625人、県内総人口に占める外国人住民の割合は2.25%で、全国的にも高い割合です。その内、永住者・定住者・特別永住者等は合わせて約75%で定住傾向は顕著になっています。</p>
<p>他国の人達への支援には反対です。犯罪意識の違いはもとより全く日本とは国民性が違います。このような人達が日本国、三重県にどっと入ってきたらと思うとぞっとします。日中夜を問わず日々の生活はおろか、おちおち道も歩いていられません。本当に恐怖です。</p> <p>多文化共生には絶対に反対です。多文化共生という美名に惑わされることのないよう日本国民、三重県民を守って頂きますようお願い致します。日本の三重であるよう是非よろしくお願い致します。</p>	<p>今回策定する指針においては、多文化共生を「グローバル化の進展の中で、国籍や民族などの異なる人びとが、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いている社会を指すものとし、」と定め、お互いの文化を尊重するとともに、正しい人権意識に基づく、差別や偏見のない環境のもとで、地域社会を一緒に築くことをめざすこととしています。</p>
<p>日本に來られて就業され生活される方々は、経済活動の為であり、決して文化を共有、まして日本の文化、慣習、常識等共有されることはまず無いと思います。例えば取り敢えずの人手不足は、頭数だけなら解消されるかもしれませんが、其の為の労力、時間、また、就業以外の生活の場所での差異は、埋めようが無いのでは無いのですか。其の為に、税金が使われることになれば例え人手不足が解消されたとしても無駄なことだと思います。日本で暮らす以上は日本の文化、風習、気候に合わせるべきで多文化を共有することはないと思います。近年増加している他国からの人々の犯罪の多さと残忍さが、日本にとって、三重県にとって決してよい物とは思えません。どうか日本人が、もっと就業しやすくなるようなシステムを構築して下さい。</p>	<p>第Ⅱ章及び第Ⅲ章に記載しています「基盤となる安全で安心な生活への支援」は、言葉の問題等から生じる課題への対応であり、制度上外国人住民を優遇する趣旨ではありません。</p>
<p>今まで考えられなかった外国人による凶悪事件が続いていたり、日本人自身が生活に困窮しているなか、よくわからない国の人々を受け入れ、守る必要がなぜあるのか。大変不安に感じますし、脅威すら覚えます。</p>	

【基本理念】

第I章 指針の基本的な考え方

1 外国人住民を取り巻く現状

- (1) グローバル社会の進展と急速な少子高齢化を受けての多文化共生社会
- (2) 三重県の外国人住民



2 めざすべき「多文化共生」の地域社会像

「文化的背景の異なる住民が、地域社会を一緒に築いています」  
 「地域課題の解決に、文化的背景の異なる人びとの共生から生まれる活力が活かされています」

3 新たな指針の策定と計画期間

- (1) 三重県における国際化の推進と新たな指針の策定
- (2) 「三重県国際化推進指針(第一次改訂)」の主な成果と残された課題
- (3) 新指針の計画期間

第II章 一緒に築く地域社会をめざして

1 「多文化共生」の強みを生かすための視点

- ① 「違いを乗り越える」から「違いを生かす」への発想の転換
- ② 「アクティブ・シチズン」としての社会への参画
- ③ 互恵関係の構築

2 一緒に築く地域社会をめざしての展開方向

- (1) 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用
- (2) 情報や学習機会の提供
- (3) 基盤となる安全で安心な生活への支援
- (4) 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

3 推進に向けての評価と検証

- (1) 目標値の設定による進捗管理
- (2) 三重県多文化共生推進会議による毎年の評価と検証

【行動計画】

第III章 多文化共生の社会づくりに向けた施策の展開

1 課題解決に向けた「多文化共生」がもつ力の活用

- (1) 外国人住民の意見を地域づくりに反映する仕組みの構築
- (2) 多文化共生社会づくりに必要な人材の育成

2 情報や学習機会の提供

- 2.1 外国人住民への多様な情報提供
  - (1) 多言語での情報提供
  - (2) 地域で活躍する外国人住民の情報の発信
- 2.2 文化の違いや多様性を学び合う機会の提供
  - (1) 文化的理解も含めた日本語学習の支援
  - (2) 多文化共生の啓発
  - (3) やさしい日本語の研修・啓発による普及
  - (4) 国際交流の機会を通じた国際理解の促進
- 2.3 多言語による地域の魅力の発信
  - (1) 文化の通訳を含めた情報の発信
  - (2) 地域の新たな魅力の発信

3 基盤となる安全で安心な生活への支援

- (1) 外国人住民に対する生活支援
- (2) 外国人児童生徒教育の推進

4 展開に不可欠なさまざまな主体との連携

国、県内市町、他都道府県、大学、企業、各種団体等との連携  
 より広域的かつ幅広い分野での連携の拡充・強化



## 5 交通安全対策の推進について

### 1 第10次三重県交通安全計画（中間案）について

#### （1）作成の趣旨

都道府県交通安全計画は、国の交通安全基本計画に基づき、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等について定めるもので、法律によりその作成が義務付けられています。【交通安全対策基本法第25条第1項】

「第9次三重県交通安全計画」（以下、「第9次計画」という。）の計画期間が平成27年度で終了することから、現在作成中の国の「第10次交通安全基本計画（計画期間：平成28～32年度）」を勘案しつつ、「第10次三重県交通安全計画」（以下、「第10次計画」という。）の作成を進めています。

#### （2）中間案の内容

##### ① 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

##### ② 計画の概要

計画の中間案の概要は、別紙1のとおりです。

また、詳細については、別冊5-1のとおりです。

計画作成にあたっては、第9次計画の成果と課題をふまえ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に対応した、より効果的な対策への改善、新たな対策の推進を盛り込みます。

また、第10次計画における特に注力すべき交通安全対策として、

- ア) 子どもと高齢者の交通事故防止
- イ) 交通弱者（歩行者・自転車）の交通事故防止
- ウ) 飲酒運転の根絶
- エ) シートベルト・チャイルドシートの着用徹底

を掲げ、ソフト、ハード両面から対策を推進していきます。

##### ③ 数値目標の設定

##### ア) 道路交通の安全

##### ○交通事故の状況

第9次計画において、「交通事故死者数を平成27年までに75人以下とする」と数値目標を設定し、各般の交通安全対策を鋭意推進した結果、交通事故による死者数は平成23年から3年連続して100人を切り、平成25年には94人と、昭和29年の統計を取り始めて以来過去最少を更新しました。平成26年は112人に増加しましたが、平成27年は再び過去最少の87人に減少したものの、死者数75人以下の目標は達成できず、また、65歳以上の高齢者の死者数が全体の59.8%を占めるなど、依然厳しい状況です。

### ○道路交通における目標

交通事故による死傷者数を限りなくゼロに近づけ、県民を交通事故の脅威から守ることが究極の目標ですが、過去の実績等を勘案し、国よりも高い目標を掲げ、平成32年までに交通事故死者数を55人以下、死傷者数を7,300人以下とします。

### イ) 鉄道交通の安全

#### ○鉄道事故の状況

鉄道における運転事故は、全国的に見ると長期的には減少傾向にありますが、近年ほぼ横ばいの傾向にあり、平成23年度から平成26年度までの間、三重県内の鉄道事故における乗客の死者はありませんでした。

#### ○鉄道交通における目標

乗客の死者数ゼロを目指します。

### ウ) 踏切道における交通の安全

#### ○踏切事故の状況

踏切事故は、全国的に見ると長期的には減少傾向にありますが、県内における踏切事故の件数、死傷者数、死者数については、ほぼ横ばい傾向で推移しており、平成26年度は死亡者2人まで減少しました。

#### ○踏切道における目標

平成32年度までに踏切事故件数を平成27年度と比較して約1割削減することを目指します。

### (3) 作成に向けた検討経過

交通安全対策基本法第16条に基づき設置している三重県交通安全対策会議において、交通安全計画の作成などを行います。

平成27年12月	平成27年度第1回三重県交通安全対策会議幹事会 (素案等の検討)
	平成27年度第2回三重県交通安全対策会議 (素案等の検討)
平成28年1月	素案について、市町・関係団体へ意見照会 第2回三重県交通安全対策会議幹事会 (中間案等の検討)

### (4) 今後の予定

平成28年3月～4月	パブリック・コメントの実施
5月	平成28年度第1回三重県交通安全対策会議幹事会 (最終案の検討)
6月	環境生活農林水産常任委員会 (最終案の報告)
7月	平成28年度第1回三重県交通安全対策会議において決定

## 2 第2次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画（中間案）について

### （1）作成の経緯

平成25年6月に制定した「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす条例」（以下、「条例」という。）第6条に基づき、平成26年3月に「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」（以下、「第1次基本計画」という。）を作成し、第9次計画と最終年を合わせ平成27年度までの2年間の計画で、県、県民等が一体となって協力し飲酒運転を根絶するための取組を行ってきたところです。

第1次計画の計画期間が平成27年度で終了することから、これまでの成果と課題をふまえ、現在作成中の第10次計画との整合を図りつつ「第2次三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす基本計画」（以下、「第2次基本計画」という。）の作成を進めています。

### （2）中間案の内容

#### ① 計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

#### ② 計画の概要

計画の中間案の概要は、別紙2のとおりです。

また、詳細については、別冊5-2のとおりです。

平成26年度からの第1次基本計画に基づく各種取組を推進した結果、平成27年の飲酒運転事故件数は、44件となり、目標である43件は達成できませんでしたが、平成26年から2年間で30.2%減少させることができました。一方、飲酒運転取締り件数は増加しており、依然として飲酒運転が後を絶たない状況です。

このため、第2次基本計画においても、引き続き規範意識の定着のための教育及び知識の普及や再発防止のためのアルコール依存症に関する取組を効果的に推進していきます。

### （3）作成に向けた検討経過

交通安全対策基本法第16条に基づき設置している三重県交通安全対策会議において、第10次計画とあわせて作成します。

なお、作成作業は「三重県交通対策協議会飲酒運転<sup>ゼロ</sup>部会」で行います。

平成27年12月	平成27年度第4回三重県交通対策協議会飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> 部会 (素案の検討)
	平成27年度第2回三重県交通安全対策会議 (素案の検討)
平成28年1月	素案について、市町・関係団体へ意見照会
2月	平成27年度第5回三重県交通対策協議会飲酒運転 <sup>ゼロ</sup> 部会 (中間案の検討)

(4) 今後の予定

平成28年3月～4月

パブリック・コメントの実施

5月

平成28年度第1回三重県交通対策協議会飲酒運転<sup>ゼロ</sup>部会

(最終案の検討)

6月

環境生活農林水産常任委員会 (最終案の報告)

7月

平成28年度第1回三重県交通安全対策会議において決定



# 『第10次三重県交通安全計画(中間案)』の概要

《陸上交通の安全》～交通事故ゼロ、飲酒運転0(ゼロ)をめざす安全なまちづくり～

## 計画の趣旨

### ◎まえがき

- ・交通事故の防止は、国、県、市町、関係団体等だけでなく、県民一人ひとりが全力をあげて取り組むべき緊急かつ重要な課題。
- ・交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づく陸上交通の安全に関する施策の大綱を定める。
- ・計画期間は、平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間

### ◎計画策定にあたって

- ・第9次三重県交通安全計画を振り返って(成果と課題)
  - ◇長期的には死者数死傷者数は減少、平成27年は過去最少
  - ◇死者数の約6割が高齢者→高齢者、弱者対策が必要
- ・今後の方向性～交通事故ゼロ、飲酒運転0をめざす安全なまちづくり～



### 【特に注力すべき交通安全対策】

- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
- 2 交通弱者(歩行者・自転車)の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 シートベルト・チャイルドシートの着用徹底

## 目標の設定

- 【1. 道路交通の安全】
  - ①交通事故死者数 → 55人以下(H32年)
  - ②交通事故死傷者数 → 7,300人以下(H32年)
- 【2. 鉄道交通の安全】
  - ③乗客の死者数 → 0人(H32年度)
- 【3. 踏切道における交通の安全】
  - ④踏切事故件数 → 約1割削減(H32年度)

## 1. 道路交通の安全についての対策

### I 今後の道路交通安全対策を考える視点

- 1 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象
  - (1)高齢者及び子どもの安全確保
  - (2)歩行者及び自転車の安全確保
  - (3)生活道路における安全確保



### 2 交通事故が起きにくい環境をつくるために留意すべき事項

#### (1)先端技術の活用推進

・安全運転支援システム等、技術発展をふまえたシステムの導入推進

#### (2)交通実態をふまえたきめ細かな対策の推進

・発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を実施

#### (3)地域ぐるみの交通安全対策の推進

・交通事故情報の提供などにより、県民主体の意識の醸成と協働



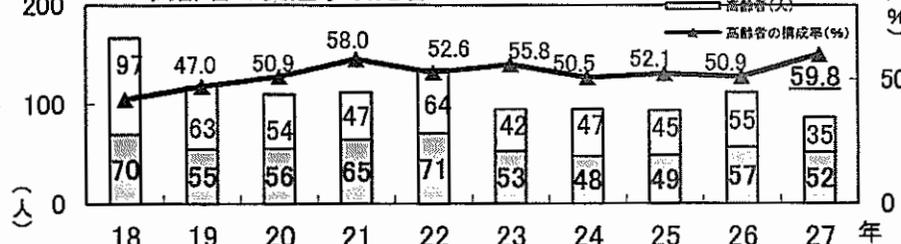
### II 講じようとする施策

- 1 道路交通環境の整備
- 2 交通安全思想の普及徹底…地域で高齢者の安全確保
- 3 安全運転の確保…飲酒運転防止対策の充実、自動車運送事業者の安全対策
- 4 車両の安全性の確保  三重県独自の項目
- 5 道路交通秩序の維持
- 6 救助・救急活動の充実
- 7 被害者支援の充実と推進…自転車保険への加入促進
- 8 調査研究の充実

## 道路交通事故による死者数及び死傷者数



## 高齢者の交通事故死者



## 2. 鉄道交通の安全についての対策

### 【重大な列車事故の未然防止・利用者等の関係する事故の防止】

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
  - …保安監査の実施、安全上のトラブル情報の共有・活用、大規模な事故等が発生した場合の適切な対応、運輸安全マネジメント評価
- 4 救助・救急活動の充実
- 5 被害者支援の推進
- 6 鉄道事故等の原因究明と再発防止



## 3. 踏切道における交通の安全についての対策

### 【それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進】

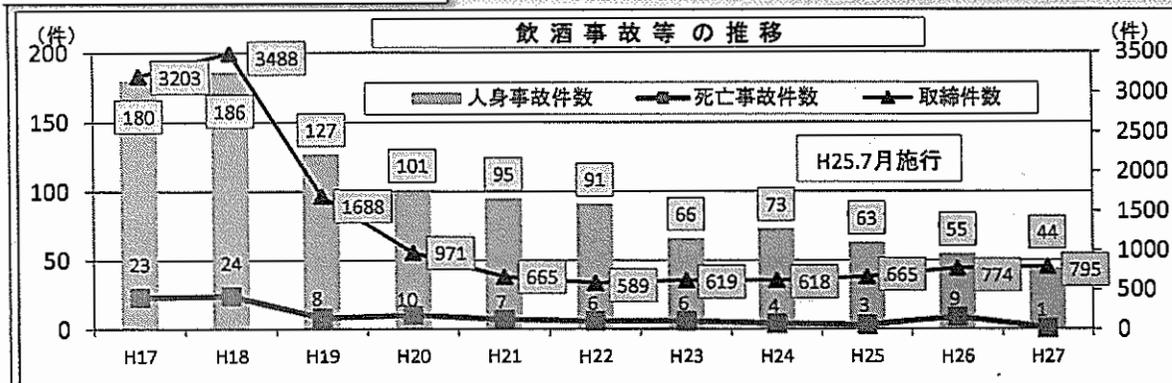
- …高齢者等の歩行者対策
- 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進
  - 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
  - 3 踏切道の統廃合の促進
  - 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置



別紙1

## 第2次三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画(中間案)の概要

### 【第一】飲酒運転の現状と課題



#### 現状

条例施行後は、飲酒運転による人身事故件数は年々減少していますが、平成26年目標値(53件以下)と、平成27年目標値(43件以下)は達成できませんでした。また、飲酒運転違反者が増加しています。

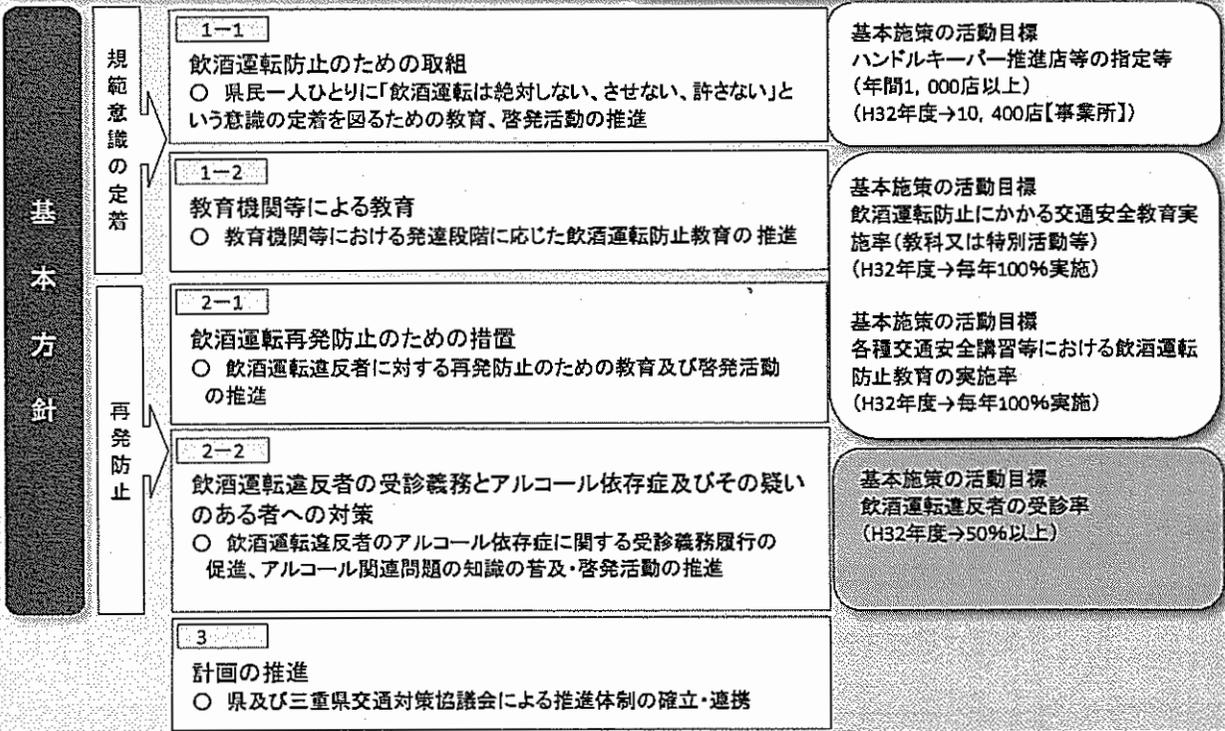
#### 課題

未だに飲酒運転が後を絶たず、条例の基本方針である『規範意識の定着』『飲酒運転の再発防止』について、関係機関・団体との連携を密にして、県民に対する飲酒運転防止意識の普及徹底を図る必要があります。そのため、第2次飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画を策定し、飲酒運転根絶対策を推進させることにより、飲酒運転0(ゼロ)の三重県をめざします。

### 【第二】基本方針と推進体制

◎計画期間 5年間(平成28年度～平成32年度)

基本目標 飲酒運転による人身事故件数 (H32年→18件以下)



### 【第三】基本施策

- 1-1 飲酒運転防止のための取組
  - (1) 飲酒運転防止意識の普及徹底
  - 【新】飲酒運転0(ゼロ)宣言事業所の認証・公表などの自主的な取組の推進・検討
  - (2) 広報啓発活動の推進
  - (3) 事業所による取組
  - ・すべての事業者における取組
  - 【新】飲酒運転0(ゼロ)宣言等への積極的な取組
- 1-2 教育機関等による教育
  - (1) 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
  - (2) 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
- 2-1 飲酒運転の再発防止のための措置
  - (1) 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
  - (2) 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進
- 2-2 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策
  - (1) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務
  - (2) アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組
  - 【新】アルコール健康障害対策基本法に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画(仮称)」の策定と連携
  - 【新】「飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例に係る飲酒運転違反者への診療マニュアル」の作成・活用
- 3 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり
  - (1) 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進
  - (2) 相談体制の確立
  - (3) 情報提供
  - (4) 飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日(毎年12月1日)
  - (5) 表彰
  - (6) 報告

## 6 次期生活排水処理アクションプログラム（中間案）について

### 1 生活排水処理アクションプログラム策定の趣旨

より快適な生活環境と健全な水環境の維持のため、生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）（以下、「整備計画」という。）を策定し、生活排水処理施設の整備を計画的かつ効率的に推進させることで生活排水処理施設の整備率向上に取り組んできました。

今回、現行整備計画が目標年度（平成 27 年度）を迎え、計画上の整備率を達成する見込みですが、本県では引き続き生活排水処理施設の整備促進が重要であるため、人口減少や厳しい財政事情といった社会、経済情勢の変化をふまえ、国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省が策定した「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に基づき次期整備計画を策定します。

### 2 現行整備計画の成果の検証、課題の分析

#### (1) 主な成果

生活排水処理施設の整備率は、現行整備計画の基準年度（平成 17 年度末）では 67.9%でしたが、平成 26 年度末には 81.5%と年平均 1 ポイント以上向上しており、平成 27 年度目標値（82.2%）は達成する見込みです。

#### (2) 主な課題

本県では、未普及人口の解消のために、県と市町が協力して生活排水処理施設の整備を進めており、生活排水処理施設の整備率は着実に向上しているものの、全国平均（89.5%）に比べると依然として低く、引き続き整備促進を行う必要があります。また、既整備施設の老朽化や人口減少等に対応するために、今まで以上に生活排水処理施設の運営管理や事業経営の効率化を図る必要があります。

### 3 中間案の内容

整備計画の策定にあたり、庁内に「生活排水対策連絡調整会議」（環境生活部、農林水産部、県土整備部）を設置し、市町と協議しながら整備計画の中間案をとりまとめました。詳細については別冊 6 のとおりです。

#### (1) 目標年次と計画期間

中期目標年度：平成 37 年度末【平成 28 年 4 月～平成 38 年 3 月（10 年間）】

長期目標年度：平成 47 年度末【平成 28 年 4 月～平成 48 年 3 月（20 年間）】

#### (2) 施策概要

生活排水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの持続的かつ効率的な運営管理について、県と市町が協力して計画的かつ効率的に実施し、次の目標の達成を目指します。（表参照）

① 生活排水処理施設整備率：平成 37 年度末（中期目標年度）92.3%

平成 47 年度末（長期目標年度）97.6%

② 生活排水処理施設の改築・更新及び運営管理が適切かつ計画的に進むよう、関係市町に情報提供や助言などを行います。

#### 4 今後の予定

- 平成 28 年 3 月～4 月 パブリックコメントの実施  
 平成 28 年 6 月 環境生活農林水産常任委員会（最終案の報告）  
 平成 28 年 6 月末 次期整備計画の公表

表 次期生活排水処理アクションプログラム整備目標

項目	平成26年度末 (実績)		平成37年度末 (中期目標年度)		平成47年度末 (長期目標年度)		整備完了時 (整備率100%)		
	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	整備人口 (人)	整備率 (%)	
集合処理	下水道	939,238	50.7	1,161,101	67.0	1,202,668	75.5	1,299,587	81.6
	農業集落排水施設等	94,322	5.1	85,590	4.9	75,839	4.8	75,839	4.8
	漁業集落排水施設	6,335	0.3	5,208	0.3	5,606	0.4	7,407	0.5
	コミュニティ・プラント	3,388	0.2	1,069	0.1	285	0.0	33	0.0
	計	1,043,283	56.3	1,252,968	72.3	1,284,398	80.7	1,382,866	86.8
個別処理	市町村設置型浄化槽	14,522	0.8	41,512	2.4	41,821	2.6	46,447	2.9
	個人設置型浄化槽等	452,202	24.4	305,067	17.6	227,850	14.3	163,034	10.2
	計	466,724	25.2	346,579	20.0	269,671	16.9	209,481	13.2
合計	1,510,007	81.5	1,599,547	92.3	1,554,069	97.6	1,592,347	100.0	
(参考) 県将来人口	1,852,085 (実績)		1,732,835		1,592,347		(1,592,347)		

- 1) 整備率に関しては、四捨五入の関係で各数値の和が合計欄の数値と合わない場合があります。
- 2) 平成 26 年度末の生活排水処理施設整備率（合計及び浄化槽）は、今回の生活排水処理アクションプログラムの策定にあわせて、市町が整備率を再精査したものです。
- 3) 県将来人口は、各市町が今回の生活排水処理アクションプログラムの策定のために予測した将来人口を集計したものです。